

1. 議 事 日 程 (7日目)

(令和8年那智勝浦町議会第1回定例会)

令和8年3月19日

9時31分開議

於 議 場

日程第1	議案第36号 令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算(第10号)	345
日程第2	議案第37号 令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算(第1号)	347
日程第3	新クリーンセンター建設調査特別委員会調査報告	348
日程第4	審査等請求書(議員倫理特別委員会審査報告)	352

(以下、日程追加)

日程第5	那智勝浦町議会議長に対する問責決議(案)について(追加)	357
日程第6	請願受理番号8年1 ニュータウン勝浦区汚水処理施設運営に関する町 の支援を求める請願書(総務経済常任委員会請願 継続審査要求)	360
日程第7	委員会所管事務調査継続調査要求	361
日程第8	閉会中の継続調査要求	361

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	引地稔治	2番	吾妻正崇
3番	城本和男	4番	加藤康高
5番	藤社和美	6番	西太吉
7番	曾根和仁	8番	東信介
9番	松本和彦	10番	津本芳光
11番	勝山則子		

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

5番	藤社和美	早退	11時36分～
6番	西太吉	離席	11時40分～11時45分
11番	勝山則子	離席	11時40分～11時45分

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(17名)

町長	堀 順一郎	副町長	鳥羽真司
教育長	岡田秀洋	総務課長	田中逸雄
総務課防災対策室長	岡崎由起	税務課長	増田晋
住民課長	太田貴郎	福祉課長	仲紀彦
こども未来課長	寺本智子	観光企画課長	村井弘和
農林水産課長	島由彦	建設課長	井道則也
会計管理者	竹原大二	消防長	檜尾光俊

教育次長 中村 崇

水道課長 楠本 定

病院事務長 寺本 斉弘

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 寺本 尚史

事務局主査 御前 志郎

事務局副主査 榎本 達也

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番加藤康高議長席に着く〕

○議長（加藤康高君） おはようございます。

再開に先立ちまして、町長より報告がありますので、議長はこれを許可します。

町長堀さん。

○町長（堀 順一郎君） おはようございます。少し時間いただきまして、1点御報告がござい  
ます。

以前から皆さん方に大変御心配おかけしておりました県道長井古座線の八郎トンネルでござ  
います。当初は令和4年9月に完成しておりましたが、検査の結果、工事不良がありまして、  
再度トンネルを補修ということで工事が進められてまいりました。

このたび、昨日なんですけども、令和8年3月18日に、11月中には供用開始をするというこ  
とで、実際に11月には通れるようになるというような御報告がありましたので、この1点だけ  
御報告申し上げます。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時31分 開議

○議長（加藤康高君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第36号 令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号）

○議長（加藤康高君） 日程第1、議案第36号令和7年度那智勝浦町一般会計補正予算（第10号）  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長村井さん。

○観光企画課長（村井弘和君） おはようございます。私のほうからは、議案第36号令和7年度那  
智勝浦町一般会計補正予算（第10号）について御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ334万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総  
額を歳入歳出それぞれ117億9,544万2,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計、補正前の額117億9,879万1,000円、補正額334万9,000円を減額し、計117億  
9,544万2,000円です。

3ページです。

歳出です。補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

4ページ、5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1 総括として、このページの歳入と次の5ページの歳出について、それぞれ334万9,000円を減額となります。

歳出の補正額の財源内訳は、国庫支出金468万5,000円の減額と、一般財源133万6,000円の増額となっています。

6ページをお願いします。

歳入です。款11地方交付税、項1地方交付税、節1地方交付税133万6,000円の増額は、交付税の受入れとなります。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節4新しい地方経済・生活環境創生交付金300万円の減額は、説明欄の記載の事業実績見込みによる減額でございます。

節5社会資本整備総合交付金168万5,000円の減額は、入札結果による減額でございます。

7ページです。

歳出です。款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節10需用費の減額は、実績見込みによる減額でございます。

節12委託料491万円の減額のうち、説明欄記載の長期総合計画及び地方版総合戦略策定委託については、契約額確定による減額となります。

その下の紀伊勝浦駅前整備設計業務委託につきましては、入札結果による差金となっています。

節18負担金、補助及び交付金182万4,000円のうち、説明欄記載のスペースポート紀伊周辺地域協議会負担金600万円は、事業実績見込みによる減額でございます。

その下の路線バス運行維持費補助金782万4,000円は、熊野御坊南海バスが運営する新宮勝浦間において、毎年10月から9月の運行計画期間における欠損金から国・県からの補助金を差し引いた額を新宮市と運行距離で案分し、協調補助を行うものです。なお、このタイミングでの予算計上につきましては、欠損金が運行実績の確定後に算定される性質上、当初予算編成では所要額の見込みが困難であり、また、今回は昨年と比較し国からの補助金交付決定が遅くなり、補助金の申請受付が遅延したことにより、追加議案にての上程とさせていただいた次第でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第36号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第37号 令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

○議長（加藤康高君） 日程第2、議案第37号令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第37号令和8年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,300万3,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計、補正前の額105億4,000万円、補正額300万3,000円、計105億4,300万3,000円です。

3ページをお願いします。

歳出です。補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額です。

4ページ、5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出の補正額の財源内訳は、国県支出金300万3,000円の増額となっています。

7ページの3、歳出をお願いします。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料300万3,000円の増額は、法改正に伴うシステム改修で、戸籍附票に旧氏とその振り仮名を、住民基本台帳に振り仮名を登録するためのものとなります。

追加議案となった理由ですが、システム改修を進める必要がある中で、予算計上を令和7年度にするのか令和8年度にするのか、国の動向を確認することに時間を要したためです。

前のページの歳入をお願いします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、国の事務処理の進捗状況から、確定した回答をいただけていませんが、これまで同様にシステム改修費の全額の国庫補助を見込んでいます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第37号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開10時10分。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時40分 休憩

10時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 新クリーンセンター建設調査特別委員会調査報告

○議長（加藤康高君） 日程第3、新クリーンセンター建設調査特別委員会調査報告を議題といたします。

新クリーンセンター建設調査特別委員会委員長から会議規則第77条の規定により調査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

3番城本議員。

○新クリーンセンター建設調査特別委員長（城本和男君） それでは、新クリーンセンター建設調査特別委員会の審査報告を行います。

この特別委員会は、平成28年4月15日第1回を開催後、当局の計画から建設まで経過を見守りながら審査を進めてまいりました。待望の新施設が完成し、令和7年9月30日に竣工式、12月1日より稼働しております。

前回、この特別委員会の中間報告は改選前の令和5年6月2日に行われております。その後の委員会の関係について報告をいたします。

新たな委員会構成となり、令和5年7月11日の第1回臨時会におきまして、引き続き新クリーンセンター建設調査特別委員会が設置されました。人数は議長を除く10人で構成されました。同日、委員長に私、城本、副委員長に西委員が指名されました。委員会の調査事項を新クリー

ンセンター建設の調査として、審査終了まで継続審査の議決を本会議で行っております。

令和5年9月19日、委員会開催。出席者は委員と曾根議長、当局より堀町長をはじめ7人。西副委員長の下でこれまでの経過報告と現在のクリーンセンターの工事の状況について報告を受けました。

経過報告につきましては、天満区との使用期限、これまでの広域での取組、用地の選定、単独での実施決定について報告を受けました。

新クリーンセンターの建設工事の状況につきましては、平成31年1月から用地取得、生活環境影響調査の実施、施設整備基本計画の策定。用地造成を令和2年11月から令和3年5月末までに実施。令和3年11月の臨時会で令和4年度から令和27年度まで、限度額90億円の債務負担行為が承認されました。令和4年6月の業者選定委員会におきまして、総合評価一般競争入札で新クリーンセンターの設計・建設・運營業務委託は内海プラント株式会社で88億8,800万円に決まったとの報告を受けました。その後、今後の建設スケジュール、建設事業の財源内訳、完成予想図、平面配置計画図について担当課より報告を受けております。

令和5年12月12日、委員会開催。出席者は委員10人と曾根議長、当局より太田住民課長をはじめ4人。現在の進捗状況の報告。

令和5年9月より土砂の掘削後、本体棟などのくい打ちを行い、その後、令和6年1月下旬まで、配筋、型枠の組立て、コンクリート打設の工程で基礎工の施工予定、11月現在で工事の進捗率は10.7%との報告を受けております。

委員からは、仮設工の濁水処理装置の設置について質問がありました。

令和6年3月21日、委員会開催。出席者は委員10人と曾根議長、当局より太田住民課長をはじめ4人。工事の2月末までの進捗状況について報告を受けました。

12月、1月は工区分けした基礎の配筋、型枠、コンクリートの打設を進め、2月は土間スラブコンクリートの施工を行っている。中旬より足場の組立て、本体棟の1階の柱、壁の配筋、型枠の組立て等を行っている。令和6年2月末の進捗率、予定は14.28%、実施は14.33%で、当初の予定どおり工事は進んでいるとのことでありました。

委員からは、配筋やコンクリート打設について発注側として十分チェックするように、働き方改革で人材不足の影響はないか、地元業者の活用はできているかななどの意見、質問がありました。

令和6年6月17日、委員会開催。出席者は委員10人と曾根議長、当局より太田住民課長をはじめ5人。工事の進捗状況と仮契約におけるスライド条項について説明を受けました。

進捗状況につきましては、令和6年2月に1階の土間コン工事、3月から4月に1階の躯体のコンクリート工事、6月現在、2階の躯体のコンクリート工事の予定は28.86%で、実施は27.60%、現在、順調に進んでいるとのことでありました。また、空撮の写真により全体の構造や配置を確認し、今後の工事予定の説明を受けました。

続いて、物価スライド条項について、3月22日に申出がありましたが、47億円余りの大きな工事ということで、もう一度きっちりと精査するようにと相手側に伝えているとの報告を受け

ました。

その後、議長に委員派遣をお願いし、新クリーンセンターの建設現地の調査を行いました。現地調査終了後、委員から、今後の組立て工事、プラント工事の日程が厳しくなるということで、工期を守って工事を行うよう意見がありました。

令和6年12月16日、委員会開催。出席者は委員9人と曾根議長、当局より太田住民課長をはじめ4人。スライド協議について、現在協議中の段階で報告は特にないとのこと、工事の進捗についてのみ報告を受けました。

今後の建設スケジュールにつきましては、11月末の予定では69.99%で、実施は68.10%と若干の遅れがあるが、鉄筋工事は12月13日にほぼ完成、コンクリート工事も12月17日完了予定。附属棟についてもそれぞれ12月19日完成の予定となっている。機械もおおむね入ってきており、今後、組立ての工事となる。完成予想図での説明を受け、若干の遅れはあるが、予定どおり進んでいることを確認しました。

委員から、地元業者の活用とごみの焼却能力についての質問がありました。また、稼働後の運営管理費について、物価、人件費上昇分の値上げ、見直しはあるのかとの問いに対し、運営の当初にはないが将来あるとすればその時々判断になるとの回答でありました。

令和7年3月4日、委員会開催。出席者は委員10人と曾根議長、当局より太田住民課長をはじめ5人。新クリーンセンターの建設工事のスライド条項、物価上昇に関する変更協議について説明を受けました。

契約の中のスライド条項、全体スライドの中で変更協議をしている。基準日については令和6年3月22日、これを境にして請負金額の基準日以前の出来高の工事と基準日以降の残工事が幾らになるかを協議を行っている。基準日以降の残工事分について、人件費や物価上昇分の金額上乘せが幾らになるか、協議が必要となる。残工事の1.5%は受注者負担となり、それを超える分は発注者負担となる。スライド条項の経過の概要と協議の内容、出来高の確認についてそれぞれ説明を受けました。協議の結果、令和6年度の一般会計補正予算で2億4,370万5,000円の債務負担行為の補正を3月議会に上程を予定している。変更契約締結後の金額は50億1,220万5,000円となる見込みとのこと。

委員から、変動率について質問がありました。また、建物はほぼ完成しているが、焼却炉等の工期は大丈夫かとの質問があり、電気工事について工期内で収まらない見込み、工期の延長を考えているとの回答がありました。

令和7年6月16日、委員会開催。出席者は委員9人と曾根議長、当局より太田住民課長をはじめ4人。新クリーンセンターの建設工事の追加変更した部分について説明を受けました。

工事の進捗率は99.45%と、予定どおりの進捗となっています。現在、外構工事を行っており、6月末完成予定となっている。試運転業務については7月上旬から開始すること。供用開始を10月1日として、広報等での事前周知を行う。現施設を運営している本町の会計年度任用職員は内海プラント株式会社の職員となり、今後、運転管理業務については引き続きKEE環境工事株式会社が運営していただく予定となっていると報告を受けました。

委員から、持込みごみの広報通知について、運営管理を行う会社について、竣工式の予定について質問がありました。

令和7年9月10日、委員会開催。出席者は委員10人と加藤議長、当局より太田住民課長をはじめ4人。第3回定例会前の開催でありました。至急の報告事項として、7月より試運転を開始しているが、9月8日、機械器具の分析計のセンサーに不具合が生じている可能性があるとの報告がありました。至急器具の点検修繕を行います。再度試運転を行います。その検査結果が10月になるため、10月1日の稼働開始を延長したいとのこと。住民への周知については、今後、回覧等を含めて、延期の周知を行っていくとの報告を受けました。その関係で、第3回定例会に上程する予定の新クリーンセンターの設置条例、施行日10月1日を、規則委任とし、規則で定めた日を施行日とさせていただきたいとの報告がありました。

委員から分析計の異常について質問があり、1号炉の塩化水素の数値で条件による多少の誤差は許容範囲であるが、今回、分析計の数値と検査結果の数値の乖離が大きく出たためとの回答がありました。

なお、第3回定例会会期中の特別委員会については、その後の進展がなかったため、開催しておりません。

令和7年12月11日、委員会開催。出席者は委員10人と加藤議長、当局より太田住民課長をはじめ4人。住民課より新クリーンセンターの状況と経過について説明を受けました。

8月の引渡し性能検査において、1号炉HCL（塩化水素）の自主基準値が超過したため、調査及び改善対策、再検査のため、9月30日までの工期を11月30日までに延長した。原因は計器周辺の温度上昇による計器の不具合で、対策を実施、10月の引渡し性能試験（再測定）で全て自主基準値以下になり、12月1日より供用を開始しているとの報告を受ける。その後、施設が完成し、運用を開始したということで、新クリーンセンターの建設工事の内容、今後の運営管理の費用については再度説明を受けました。事業の確認を行い、新クリーンセンター建設工事費は最終で50億1,220万5,000円、運営費用については令和27年度までで41億1,950万円となっている。

委員からは、今後の運営管理費用に関連して、追加費用の発生や修繕費用についての質問がありました。施設が完成し供用を開始したことにより、来年3月までの施設の管理運営に問題がなければ、新クリーンセンターの特別委員会を閉じることをここで確認をいたしました。

令和8年3月16日、委員会開催。出席者は委員10人と加藤議長、当局より鳥羽副町長をはじめ3人。住民課より、前回の委員会で確認することとなっていた12月1日以後の施設の稼働、管理運営について報告を受ける。施設が順調に稼働しており、試運転時に不具合のあった機器についても順調に稼働しているとのことでありました。

次に、旧施設の閉鎖に当たって必要な処置、廃棄物の撤去などについて確認を行いました。炉の洗浄、特別産業廃棄物の撤去など、適切に処理がなされているとの報告を受けました。

最後に、旧施設の跡地利用についての確認を行いました。解体については、住民課で令和8年度に事前調査、設計を開始していく。跡地利用については、総務課で防災関係の利用につい

て検討していくとの報告を受けました。この件について、委員会の総意として、旧施設の解体と跡地利用について遅延なく、地元に迷惑のかからないようにしっかりと対応するように申入れを行っております。

その後、この委員会報告の内容について委員長から説明をし、本委員会をもって新クリーンセンター建設調査特別委員会を閉じることを確認し、閉会いたしました。以上が委員会の審査報告です。

最後に、難しい様々な問題がある中で、これまでにわたって新クリーンセンター建設に尽力をされてきました町長をはじめ職員の皆さんに敬意を表しますとともに、関係する地元の皆様方の御協力に関しまして感謝を申し上げたいと思います。

新クリーンセンターの建設は町の重要な施策の一つであります。その建設の推移を議会として見守っていく必要がありました。今後は運営管理を適正に行っていただくよう当局にお願いするとともに、旧クリーンセンターの取壊しと利用計画、跡地利用について、補助金等の関係もあると思いますが、遅滞なく行うよう要請をさせていただき、この委員会審査報告により審査を終了し、委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

なお、新クリーンセンター建設調査特別委員会は委員長の報告のとおり全ての調査を終了いたしましたので、これをもって解散といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 審査等請求書（議員倫理特別委員会審査報告）

○議長（加藤康高君） 日程第4、審査等請求書（議員倫理特別委員会審査報告）を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番引地稔治議員の退場を求めます。

〔1番 引地稔治君 除斥〕

○議長（加藤康高君） 議員倫理特別委員会委員長から委員会審査報告書が議長宛てに届いております。

本件について、委員長の報告を求めます。

7番曾根議員。

○議員倫理特別委員長（曾根和仁君） ただいまより議員倫理特別委員会審査報告を行います。

昨年の9月議会にて委員会付託を受けて以降、7回の調査を行いました。それぞれの委員会での審議内容を要約して御報告します。

令和7年10月15日、最初の委員会を開催しました。委員全員出席。なお、本委員会以降、全ての委員会に議長が同席しております。

審議内容。欠員となっていた委員長の互選を行いました。選挙の結果、私が委員長に選任されました。審議の冒頭に委員から、請求書にある別紙証拠資料の配付の要望と、委員会を公平に運営するため、第三者機関に審査を委託する旨の提案がありました。これに対し難色を示す意見が多く、議論がまとまらなかったことから、今後の委員会の進め方について県の町村議会議長会の事務局にアドバイスを受けることを了承いただき、委員会を終了しました。

第2回は令和7年11月14日開催、委員全員出席。10月27日に私と議長、議会事務局長とで和歌山市の町村議会議長会事務局を訪れ、出津野局長と協議した結果を報告しました。

調査を第三者等に委託せず委員会で行うこと、調査の手順として、まず本人に対し弁明の機会を設け、その後に事実確認のための聞き取りを行うこと及びその方法について助言をいただいております。助言に基づき、引地議員に対して弁明の意思確認を議会事務局長に行ってもらい、その意思がある場合は、委員会に出席いただき、弁明を行うことを決定し、閉会しました。

なお、この日も別紙証拠資料の配付について、配付を求める意見と必要なしとする意見が平行線となったため、委員長、議長、事務局長とで取扱いについて協議することとしました。

第3回、令和7年12月2日、委員全員出席。引地議員への弁明の意思確認について、議会事務局長より報告。11月27日午前、本人と面会し確認したところ、弁明の意思はない、皆さんに御迷惑をおかけし申し訳ないということでした。

その後、引地議員に対する聞き取りの実施について協議しました。質問項目は6項目とし、方法については、口頭で行うか文書で行うか意見が分かれたため、採決を行い、文書で実施することに決まりました。質問の文案を作成し、次回の委員会で確認することを決定し、閉会しました。

また、懸案となっていた別紙資料の扱いは、委員会付託されたものではないが、委員会の参考資料として配付のみ行うこととしました。

第4回は令和7年12月11日、委員全員出席。質問項目について確認の上、決定しました。1、懇親会の出席者は別紙資料のとおりで間違いはないか。2、懇親会の回数及び日時。3、会の呼びかけは誰が行ったか。参加者の選択基準は。4、飲食代は幾らだったか証明できる書類はあるか。5、飲食代の支払いは誰がしたか。引地議員が支払ったとされるが事実か。6、会の目的は。何らかの意図があったのか。以上の6項目です。質問に対する回答期限を12月25日の午後5時とし、次回の委員会を回答期限の翌日の12月26日に開催することを決め、閉会しました。

第5回は令和7年12月26日、委員全員出席。引地議員からの回答書の報告を行い、委員からの意見を求めました。回答は、1については、お調べいただいた内容であると思うが、時間が経過しており、記憶が曖昧で間違いはないとは断言できない。2については、お調べいただいた2回と思う。3については、一議員、これは個人名ですけれども、ここでは挙げません。一議員と相談して声かけ範囲を決めた。4、飲食代、会費相当額不明。証明できる書類なし。5、時間の経過で失念しており回答できない。6、会の目的なし。何らかの意図なし。以前から機会があれば集まりたいと一議員から相談があったことから、集まって相談した。以上です。この日の委員会は別に開催された議会広報編集委員会の内容についての議論に時間を費やし、本来

の審議に至りませんでした。

第6回、令和8年1月22日、委員全員出席。引地議員からの回答書に対し、今回の聞き取りで調査を終了するか、追加の調査が必要かを委員に問いました。委員から、金額等を明らかにするために引地議員に再質問することや、名前の挙がった議員に同様の質問をすることが必要との意見が出た一方、多くの委員が、これ以上調査を行っても新たな事実が明らかになるとは思えないため、委員会を先に進めるべきとの意見が出されました。これらの意見を勘案し、再調査は行わず、委員会を事実確定と判定を行う方向に進めたいとの委員長の意向を述べましたが、結論は次回に持ち越すことにしました。

第7回、これが最終の調査の委員会になります。令和8年2月10日開催。委員全員出席。最初に調査結果の確定を行いました。その後、引地議員の行為が倫理条例に違反しているか否かの判定と、判定に基づいた措置について審議を行いました。

委員長より、これまで行った弁明の意思確認及び聞き取りで事実確認できたことについて、一つは、調査請求に対し引地議員が反論することも否定することもなかったこと、もう一つは、書面での聞き取りに対しほとんどが失念した等の回答であったこと、また、具体的な回答として、一議員から相談があり、集まって雑談した。出席者の声かけ範囲も一議員と決めた。以上であることを報告しました。

これら調査結果でもって倫理条例に違反するか否かの判定が可能であれば追加調査は行わないという委員長の意向を示した上で、委員の意見を聞きました。前回に続き、追加調査の必要性と弁護士等の第三者に意見を聞く必要があるという意見が出されたので、その2点について結論を得るため採決を採り、どちらも賛成2、反対3となったため、必要なしとして調査を終了しました。

そして、調査結果の判定に移り、引地議員の行為が那智勝浦町議会議員倫理条例に違反するかの採決を行い、全員一致で違反することに決しました。

次に、引地議員に対する措置について委員の意見を聞き、議長からの口頭による注意が3名、議長からの文書による注意が1名、議場での陳謝が1名となりました。最多数である議長からの口頭による注意を採用してよいか委員に諮り、異議がないことを確認し、議長からの口頭による注意を行うことに決定しました。

なお、この決定方法に対し、委員だけで判定せず、第三者の意見も聞くべき、委員長の進め方が問題とする御批判があったことも併せて報告いたします。

また、委員会の最後に、議長から、今後、コンプライアンスや議員倫理に関する研修を議員全員で受けることの提案がありました。

以上で審査報告を終わります。

○議長（加藤康高君） 質疑の前に、すいません、ちょっと私のほうから先にちょっと一言言わせてください。

今回提出されました審査請求の受理に当たり、その対応が不適切でありました。申請者に対して受理前に補正を求めるのではなく、受理した上でその扱いを委員会で検討すべきでした。

今後気をつけてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、委員長に対しての質疑を許可します。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） 私も委員でありまして、調査が十分であったか疑問なんですけども、1点だけ確認をさせてください。なぜこの別紙の証拠書類を委員会で配付されなかったのか。第三者で協議したというお話もありましたが、もう一つ、この委員会付託ではないが、委員長のみみたいな形で言われたんですけども、議員必携であれば、提出した原本を審査すること、原本で審査することになっているわけなんです。その点だけお伺いをいたします。

○議員倫理特別委員長（曾根和仁君） ただいま城本議員から質疑を受けましたが、委員長報告に対する質疑はこの委員会であったことでしか答えられないので、別紙資料を、扱いについてはこの委員会が判断したわけではないので、私では答えられません。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 4点ほど、すみません、答えていただけるのであればお願いします。まず冒頭、1番議員さんの退席の件、自治法の関係ということで理解しました。

それで、本審査等請求書の請求者の方というのが3番議員と5番議員と7番議員ということやったと思うんですが、こちらについて少し見解をお聞かせいただきたいんです。まず、住民の立場として、この請求に当たって、公職選挙法の違反の疑いということで、寄附行為に当たるんじゃないかということの調査をしてもらおうというのが住民の方としたらメリット、議員としてこの委員会でこれを調査することによって、公職選挙法の違反の疑いということに該当したときに、議会として、議会の中の議員がそういうことに抵触することになったということは非常に重いデメリットやと思うんですよ。ここで審査請求者3名の方と委員さん3名の方が同一人物、人格が違ふと言われればそうかも分かりませんが、その中で審査されるというのは、本来、一般的に言われる利益相反にならないのか、その正当性があつたのかということを一且はお聞かせいただきたいというのが1つ目です。

それと、倫理委員会に関する公益性のある新聞報道、地方紙といえども新聞報道ですので、公益性のある発行物やと理解しております。そこで、請求者の方について、議員という肩書ついた報道がされてます。これは、まず、報道機関に対して、あくまでも住民側からの請求であつたということを訂正の依頼をしているか、もしくは抗議しているかというところを委員会としてされているかということをお聞かせください。

あと、先ほども申し上げましたが、新聞報道のほうで引地議員に対して公職選挙法違反の罪になるんじゃないかというふうなイメージがつくような報道がされてしまっています。先ほどの報告の中でも、多分、公職選挙法というワードなかつたと思うんですよ。議員倫理条例というふうなワードしかなかつたと思うんで、言うた。言うたんやったら訂正してもうたらええんで。そこが公職選挙法違反の疑いがなかつたんやったら、委員会としてその部分についてはしつかりなかつたですということで謝罪をするべきやと思うんですけども、その辺りのお考えをお聞かせください。

もう1点は、2つ目に申し上げたことと関連するんですけども、住民のお名前でも今後、同様の審査請求とか何かが出たときに、その担当、付託される委員会の構成委員の中にその方がいたときには、その委員会からその方たちが出るべきではないかと、外れるべきではないかと思うんですが、今回の倫理委員会でそういうことにならなかったというところで、もし見解があるんやったら教えていただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○議員倫理特別委員長（曾根和仁君） ただいま4点御質問いただいたんですが、先ほどの城本議員さんからの質疑もそうでしたが、ちょっと委員長報告だとか委員会報告に対する質疑のルールというんですか、その辺が御存じなのかな。失礼な言い方なんですけど、だから、どういう協議がされましたかということを知るのが委員会報告に対する質疑で、委員長の個人的な見解ですとかを聞く場ではないので、だから、今の4点質問いただきましたけど、そのような議論は委員会の中ではされてないので、お答えできません。委員長の個人的な見解とかは聞くものではないということなんで、先ほどの城本議員にもお答えしたことです。そういうルールになってます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） すみません、そしたら、委員会で、調査研究なんかよう分からんけど、話し合ったという内容についても質問もできんということで理解してええんかなというところと、あかんのやったらあかんって言うてもうたらしいし、その中で、その審査請求書のところにある、これは委員会で話しするという大前提になってあるところやと思うんやけど、公職選挙法違反の疑いというところは議論されたのかという質問はかまんのかいね。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○議員倫理特別委員長（曾根和仁君） 7回の委員会の中では、引地議員さんの行為が公職選挙法に当たるか否かという審査、審議はされておられません。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） ほんだら、請求書のところの1行ありましたよね。そこを訂正することもせず、そういった話し合いを続けられたということと、ほんで、話し合いをせんってことは、結論が出てないってことで、ほんで、公職選挙法のところは話しする、委員会さんから言うたら、余地も何もなかったよということでもよろしいですか。

○議長（加藤康高君） 7番曾根議員。

○議員倫理特別委員長（曾根和仁君） ただいまの質問に、関連ということで、そういうような関連する質問なり調査があったかということなんですけど、この最終的な判定に当たって、公職選挙法に触れていなくても、おそれがあったと疑われること自体が倫理条例に違反するという御意見が出ております。だから、そういうことを理由に、だから、疑われるおそれのある行為をした、だから、倫理条例に違反するという御意見が出ております。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

本件は、委員長の報告のとおり、引地議員に対する議長からの口頭注意ということで委員長報告がありましたことを報告いたします。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時18分 休憩

11時22分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

〔1番 引地稔治君 着席〕

○議長（加藤康高君） 再開します。

休憩中に3番城本和男議員ほか2名から、那智勝浦町議会議長に対する問責決議（案）が提出されました。

お諮りします。

本件を日程に追加し、日程第5として議題にしたいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、那智勝浦町議会議長に対する問責決議（案）についてを日程に追加し、日程第5として議題とすることに決定いたしました。なお、以後の日程は繰下げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 那智勝浦町議会議長に対する問責決議（案）について

〔8番東 信介議長席に着く〕

○副議長（東 信介君） 日程第5、那智勝浦町議会議長に対する問責決議（案）についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、4番加藤康高議員の退場を求めます。

〔4番 加藤康高君 除斥〕

○副議長（東 信介君） 局長に朗読させます。

局長寺本君。

○事務局長（寺本尚史君） 朗読いたします。

〔決議第1号朗読〕

以上でございます。

○副議長（東 信介君） 提案理由の説明を求めます。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） ただいま議題となりました議長に対する問責決議につきまして、提案理由

の説明をさせていただきます。

議案は、議長の一連の対応が議会運営の公平性、公正性、中立性、透明性を損ない、議会に対する市民の信頼を著しく低下させているとの認識に基づき提出するものであります。

まず、議会広報の編集委員会において、委員長に対する強い圧力と受け取られない発言があり、結果として、精神的苦痛と職務遂行に支障を来すこととなりました。にもかかわらず、議長は迅速な是正措置を講じず、その対応について、人権的配慮の観点から看過することができないと判断をしました。

次に、議員倫理審査請求の取扱いについて、議長が受理に消極的な姿勢を示し、証拠の程度を理由として、証拠がないというふうなことを理由として請求を制限する発言を行ったことは、条例に基づく手続の趣旨から逸脱するおそれがあります。加えて、利益相反の疑いもございません。

さらに、請求書の補正の要求、資料提出の原本の扱いについて、請求者の権利や審査の適正性に影響を及ぼす運用が見られ、議会の自律的な機能に対する信頼を損なうものであります。

また、議会広報において重要な審査事項が掲載されなかったことは、市民に対する説明責任の観点から見逃すことのできない問題であります。

これらを総合的に勘案した結果、はじめとして議長に対する責任を問わざるを得ないという結論に至りました。各議員におかれましては、本件の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

提案理由の説明とさせていただきます。

○副議長（東 信介君） これより提出者に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（東 信介君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。討論はございませんか。

まず反対討論から、あればよろしく。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（東 信介君） 次に、賛成討論は。

10番津本君。

○10番（津本芳光君） 私はこの議員の政治倫理の問題のときから、事務局と議長にもできるだけ意見を差し挟むことなく、できるだけ控えてきました。それはなぜかといいますと、これまでの流れから見ても、議長がうまく意見調整してくれたらなという気持ちからです。私自身の意見としては、何度も議会議員全員で話し合う全員協議会を開くべきだということを申しあげたんですが、残念ながら、開催もできませんでした。

そういうことで、先日、先ほどの提案にありましたように、議会広報の委員会での特別委員会の報告に関する話合いを録音テープでも聞かせていただきましたが、その中でも私はちょっと議長の調整がうまくできていないということで思いましたので、今回のこの問責決議には私の名前も載せさせていただきます。

議長は今回の問責決議を受けて、しっかりした対応をお願いしたいというふうに思います。皆さんの声をしっかり聞いて、そして議会運営がスムーズにいくように配慮していただけるようお願いして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○副議長（東 信介君） 次に、反対討論はございませんか。

2 番吾妻君。

.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

.....  
.....  
.....  
.....

〔5 番 藤社和美君 退席〕

.....  
.....  
.....

.....ハラスメントが法的にまだ認定されていない状況で議長の責任を問うというのは慎重さに欠いてると思います。事実が未確定な中でこういうことを進めていくと、冤罪になる可能性もはらんでいると私は思います。ですので、もう少し慎重にこの部分は検討していくべきだと思います。

あと、2 番目の審査要求に対してですが、議長もある程度の部分は認めて謝罪している現状がございますし、あと、提出者も3名いらっしゃいまして、3名の方も委員であって、その中で進められた委員会運営でございます。その決定について。

〔「倫理委員会のことですか」と呼ぶ者あり〕

倫理の委員会のことです。ことで、委員会で決定したことについて不満がある場合は、また、あと誤解があつてそういったことになった場合は、また議会運営などでルールとかのすり合わせをするのが優先かなと私は思います。直ちにそのことで議長の政治責任を問うということはあまりにも論理が飛躍していると感じています。まずは議会運営について話し合うことが一番だと思いますので、もし誤解があるという点があるのであれば、また議会運営委員会のほうで

お話しさせていただけたらと思います。

3つ目の広報発行責任者としての責任追及なんですけれども、これちょっと委員長いないんであれなんですけど、これ委員会の責任かなと僕は思います。委員会の責任は、委員会運営の責任は委員長が負うべきで、議長は委員会に出席されてはいますが、出席義務はなくて、発行したものに対して責任を負うということで、委員会のやり取りに対しての責任を問うのは少し違うかなと。まず委員長とそこの部分のお話をすべき事案かなと私は思います。

以上の点で、私はこの決議案に反対でございます。

○副議長（東 信介君）

次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（東 信介君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔6番西 太吉君 11番勝山則子君 退席〕

○副議長（東 信介君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

決議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○副議長（東 信介君） 可否同数ですので、私のほうで裁決いたします。

私は申し入れられた問責決議の内容は議長の裁量の範囲内と思い、問責決議に反対させていただきます。したがって、本件は原案のとおり可決しないことに決定いたしました。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時42分 休憩

11時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番加藤康高議長席に着く〕

〔6番西 太吉君 11番勝山則子君 着席〕

○議長（加藤康高君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 請願受理番号8年1 ニュータウン勝浦区污水处理施設運営に関する町の支援を求

める請願書（総務経済常任委員会請願継続審査要求）

○議長（加藤康高君） 日程第6、請願受理番号8年1、ニュータウン勝浦区污水处理施設運営に関する町の支援を求める請願書（総務経済常任委員会請願継続審査要求）を議題といたします。

総務経済常任委員会委員長から、引き続き調査研究を行う必要があるため、次の定例会までの継続審査の申出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、委員長から申出のとおり、次の定例会までの継続審査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第7 委員会所管事務調査継続調査要求

○議長（加藤康高君） 日程第7、委員会所管事務調査継続調査要求を議題といたします。

総務経済、教育厚生各常任委員長及び議会運営委員長から、その所管事務について、引き続き調査研究を行う必要があるため、次の定例会までの継続調査の申出が議長宛て届いております。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 閉会中の継続調査要求

○議長（加藤康高君） 日程第8、閉会中の継続調査要求を議題といたします。

議会広報編集委員長から、議会広報編集事務について、閉会中も引き続き調査を行う必要があるため、次の定例会までの継続調査の申出が議長宛てに届いております。

お諮りします。

議会広報編集委員長からの申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、議会広報編集委員長からの申出のとおり、次の定例会までの継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

閉会中の議会で、議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については、議長に委任されたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、閉会中の議会で、議長及び議員が調査、会議等で必要な出張については、議長に委任することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本定例会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和8年第1回那智勝浦町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時48分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 皆様に本定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、各議案について慎重かつ活発な御審議を賜り、無事に全ての日程を終えることができました。議員各位並びに町長をはじめ執行部の皆様の御尽力に対し心より感謝申し上げます。

また、本定例会では会議の在り方や運営に関する重要な議論が交わされました。また、一つ一つの意見を議長として深く受け止めておるとともに、議会に対する町民の皆様の信頼に応えるべく、より一層責任の重さを自覚してまいりたいと思います。

議会は多様な意見の下で議論を尽くし、最終的には町民の皆様の利益のために議論を導き出す場でもあります。その役割を果たすために、公平かつ円滑で開かれた議会運営に全力で取り組んでいく決意でございます。今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら、信頼される議会づくりに努めてまいりたいと思います。

結びに、皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げ、本定例会の閉会の御挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

町長堀さん。

○町長（堀 順一郎君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

3月6日に開会いたしました第1回定例会におきまして、議員の皆様方には慎重なる御審議を賜りまして、心から感謝申し上げます。

本議会におきまして、令和8年度当初予算をはじめ、上程された全案件を御可決賜りまして、重ねて御礼申し上げます。頂戴いたしました御意見、御提言を鋭意検討し、町政に反映させるよう努めてまいり所存でございます。

日々暖かくなっておりますが、季節の変わり目で体調を壊しやすい時期でもございますので、議員の皆様におかれましてもくれぐれも御自愛ください。

結びに、議員各位の御健勝を心からお祈りを申し上げまして、本定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

那智勝浦町議会 議長 加藤 康 高

那智勝浦町議会副議長 東 信 介

会議録署名議員 城本 和 男

会議録署名議員 藤 社 和 美